

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新郷村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	101.77	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.4	%
全職員	99.59	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	
本庁課長相当職	102.47	%
本庁課長補佐相当職	107.57	%
本庁係長相当職	102.29	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	
31～35年	—	
26～30年	99.80	%
21～25年	92.16	%
16～20年	対象者なし	
11～15年	98.55	%
6～10年	89.95	%
1～5年	107.38	%

【説明欄】

勤続年数別の情報（2）勤続年数別について、「—」と記載しているものは対象者が少ないため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。